

令和7年度（2025年度） 第4回越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会会議録

令和8年（2026年）2月2日（月）

13:30～15:15

越谷市役所エントランス棟3階

会議室3-2、3-3

○委員定数（18名）

○出席委員（14名）

松本 實	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
本田 香奈子	委員	越谷市私立幼稚園協会
宮崎 大輔	委員	越谷市地域型保育連絡協議会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
石川 幸子	委員	越谷市医師会
会田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
中岡 朋代	委員	越谷子育てサークルネットワークの会
高橋 奨	委員	越谷商工会議所
菅野 敦子	委員	越谷市小学校長会
山室 舞	委員	越谷市PTA連合会
宮地 さつき	分科会会長	文教大学
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
久能 由莉子	委員	公募委員
根岸 千怜	委員	公募委員

○欠席委員（4名）

相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
沼田 孝司	委員	埼玉県越谷児童相談所
岡 桃子	委員	埼玉県立大学
八田 清果	分科会副会長	埼玉東萌短期大学

○事務局出席者（15名）

富岡 章	子ども家庭部長
関 泰輔	子ども家庭部副部長（兼）子ども施策推進課長
福岡 敏哉	子ども家庭部副参事（兼）青少年課長
金子 豊	子ども福祉課長
秋山 和之	保育入所課長
小田 哲郎	保育施設課長
山崎 健晴	福祉部副参事（兼）障害福祉課長
佐久間 敏彦	子ども施策推進課調整幹
三田寺 学	子ども福祉課調整幹（兼）児童発達支援センター所長
木村 なつ子	子ども福祉課副課長
永田 達也	子ども施策推進課主幹
渡邊 正広	子ども施策推進課主幹
梅津 豊	子ども施策推進課主事
野澤 稜汰	子ども施策推進課主事
金子 晃奈	子ども施策推進課主事

1 開会（13：30～）

(1) 会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定では、会議は委員の過半数の出席で成立するものとされており、当日は委員総数18名のうち14名が出席しているため、会議が成立することを報告した。

(2) 傍聴確認について

本審議会は、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、当日の傍聴人は0人であった。

2 議事

○協議事項

(1) こども誰でも通園制度の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：出羽地区西部での実施数が少ないが、理由は何か。

事務局：前回の分科会において報告した時は、現時点より多くの事業者が実施意向を示していた。昨年末に、国から公定価格が示されたが、事業者からは、事業実施にかかる費用と公定価格を比較した結果、実施の判断に至らなかったと伺っている。

委員：人日換算について、面接のみを行う日として開所している場合もある。そのよ

うな場合、人日換算はどのように考えるか。

事務局：資料中の情報は、各施設から提供された情報をそのまま記載している。令和7年度から事業を実施している事業者においては、面談だけを行う開所日を設定する運用がなされているが、令和8年度から新たに事業を開始する事業者においては、事業を実施していく中で運用方法が整備されていくと考える。適宜把握しながら、人日換算に反映させていきたい。

事務局：補足説明として、事前面談に関する費用について、令和7年度は補助金の対象経費とはなっていなかったが、令和8年度以降の公定価格には経費として含まれており、事業者の金額面の負担は減少するものと考えている。

委員：3点お尋ねする。

①前回の分科会では、26～28施設において実施する予定であったが、14施設に減少している。公定価格を考慮して撤退したということか。

②申請した事業者は、どのような理由で申請に至ったのか。

③保育の質を担保するためには人材確保が必要であると考えているが、現在実施している園では人材確保は大きな問題としてとらえていないということか。

事務局：11月7日時点で、保育所においては6園が実施意向を示していたが、3園に減少した。また、先ほど質問があった出羽地区においては、幼稚園が多くの利用者で実施する意向を示していたが申請に至らなかった。現在、事業を実施している事業者から、保育人材の確保に係る相談や意見は受けておらず、市として詳細まで把握していない状況であるが、保育士として培ってきた経験を提供して地域全体で子育てをしていくという趣旨に共感した事業者が申請に至ったのだと考える。

委員：こども誰でも通園制度の大きな趣旨として、保育施設とのつながりががない保護者・当事者の育児不安の解消が考えられる。制度の利用者からはどのような意見や反応があるか。

事務局：制度を利用した保護者211人を対象にアンケート調査を実施した。具体的な意見として、「子の感情や言葉が増えた」、「集団で食事をするにより食への意欲が増した、きれいな物も食べるようになった」、「他の子を見ることで自分子の育ちに意識が向いた」、「保育士から育児について助言をもらえた」といった意見が寄せられている。また、実施事業者からは、「多機能化による園児の確保に効果的」、「保育士の能力発揮」といった意見が寄せられた。その他、自宅の近くの事業所を選ぶ方が多いという結果が出ているが、令和8年度に事業者が増えることで改善につながると考えている。また、利用時間についても、現在の10時間から増やしてほしいという声も出ている。

(2) 幼保連携型認定こども園(令和8年(2026年)4月開設分)の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(3) 新制度幼稚園(令和8年(2026年)4月開設分)の確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(4) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：通報義務があることは理解した。通報者が不利益を被らないために、市としてどのような取り組みを行っていくのか。

事務局：通報者保護の観点から、対応にあたっては、通報者が特定されないよう、匿名を希望の有無など、通報者の意向を確認してから調査を実施している。また、こどもへの不利益についても通報者やこどもの意向を確認しながら対応を行っている。

委員：保護者や本人の意向も大切であると思うが、こどもを守るためにはそれだけでは不十分ではないか。虐待されていたとしても、こどもが行きたいと言えば通わせるということか。

事務局：先ほどは例示として保護者が通報者であることを想定して説明したが、対応方法については、通報者や通報内容によって様々なケースが考えられる。統一的な説明が難しいことについてご理解いただきたい。

委員：幼稚園や保育施設における虐待は、こども本人が説明できないケースもあると考えられる。指導なのか、虐待なのか判断に迷うことがあるだろうが、虐待認定を行う際の判断基準はあるのか。

事務局：国から発出されているガイドラインに虐待に該当する具体例が示されているが、線引きが非常に難しい。前後関係などを考慮しつつ多角的な視野を持って判断していく。

委員：こどもは言葉にすることが難しいことから、外傷があるかだけではなく、こどもの態度や表情などについても目安になると思う。こどもの権利を守るためにしっかりと判断していただきたい。

委員：虐待判断は難しいことは理解できるが、ガイドラインにどう記載されているではなく、法で定義される4区分の虐待に該当するか、そのための事実認定はどのようにするかといった観点で回答が欲しかった。

事務局：各論からの説明となってしまった。法令に基づいた対応が基本であり、ガイドラインはあくまで法令に基づく対応を行っていくためのツールであると考えている。お子さんが声を上げづらいことを考慮し、多くの従業者からの聴き取りをはじめ、多角的に証拠を入手しながら判断している。

委員：議事内容は、今後、虐待通報の報告を議事とするときに非公開とするかである。分科会における報告事項は、通報があった時点で事実の有無によらず、通報のあった保育所等の情報及び虐待を受けたと思われるこどもの状況が報告され、虐待認定があった際には、さらに虐待の状況や虐待の行為者、所管行政庁の対応内容などについても報告されるという認識でよいか。

事務局：その認識のとおりである。非公開とする理由のひとつとして、虐待の疑いがあった時点で報告が義務付けられていることが挙げられる。通報の時点では、双方の見解が異なっており、事実と通報内容が異なる通報もある。

委員：通報義務の解釈について教えてほしい。例えば、保育施設内で虐待が発生したときに、虐待を発見した職員が個人として通報するのか、それとも施設として把握した上で通報するのか。

- 事務局：施設や従業者に限らず、市民も含むすべての人に通報義務があるものである。
発見した際に通報義務が生じるため、発見次第速やかに報告していただきたい。
- 委員：実際に現場で起きたときにどのように対応すべきだろうか。施設内で起きたときに、個人がすぐに通報しなければいけないのか、発見した保育士が上司に報告して施設として通報するということができないのか。
- 事務局：法律上は、発見した者という記載となっている。施設として通報することが一切許されないことはないと思うが、虐待対応については迅速性が求められることから、施設を通してというより、発見した方が速やかに通報することとなっている。
- 委員：事務局説明の補足として、通報については臨機応変に対応していく必要があると考える。仮に、管理者が虐待をしていたとすると、組織としての対応が困難であり、個人が速やかに通報する必要がある。逆に、職員が個人で通報することにより不利益を被るケースであれば組織として対応する必要がある。
- 委員：虐待通報は非常に難しい問題である。通報した結果、虐待の行為者と通報者間でトラブルになることもあるが、発見した人は勇気をもって通報してほしい。
- 議長：いろいろな質問・意見が出たが、本議事の決定については、事務局説明のとおり、虐待通報に係る議事について非公開とすることでよいか。
- 委員：(異議なし)
- 議長：異議がないようなので、今後、児童福祉専門分科会における虐待通報に係る議事は非公開とすることとして決定する。

○報告事項

(1) 私立保育所等の利用定員の変更について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(2) 事業所内保育事業の廃止について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(3) 第1期越谷市こども計画の変更について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(4) 障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

(5) 令和8年4月1日以降の子ども家庭部の組織体制(案)について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

3 その他

事務局から令和8年度は5回程度の児童福祉専門分科会の開催を予定している旨説明した。

4 閉会(～15:15)